第十条　承認及び執行

１　前条の規定により管轄権を有する裁判所が下した判決であって、当該判決のあった国において執行することが可能であり、かつ、再び通常の方式で審理されることがないものは、次の場合を除くほか、いずれの締約国においても承認される。

(a)　当該判決が詐欺によって得られた場合

(b)　被告が、合理的な通告を受けず、及び自己の主張を陳述するための公平な機会を与えられなかった場合

２　１の規定に基づいて承認された判決は、各締約国において、必要とされる手続がとられたときは、執行力を付与される。当該手続は、事件の本案の審理を認めるものであってはならない。

第十一条　条約の優先に関する条項

この条約は、この条約が署名のために開放される日に効力を生じており、又は署名、批准若しくは加入のために開放されている他の条約がこの条約と抵触する場合には、その抵触する限度においてのみ、当該他の条約に優先する。ただし、この条の規定は、締約国がこの条約の非締約国に対して当該他の条約により負っている義務に影響を及ぼすものではない。

第十二条　署名、批准、受諾、承認及び加入

１　この条約は、機関の本部において、二千一年十月一日から二千二年九月三十日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

２　いずれの国も、次のいずれかの方法により、この条約に拘束されることについての同意を表明することができる。

(a)　批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b)　批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。

(c)　加入すること。

３　批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

４　この条約の改正が全ての締約国について効力を生じた後又は当該改正の効力発生に必要な全ての措置が全ての締約国についてとられた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正されたこの条約に係るものとみなす。

第十三条　二以上の法制を有する国

１　この条約が対象とする事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約を自国の領域内の全ての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、別の宣言を行うことによりいつでもこの宣言を修正することができる。

２　１に規定する宣言は、事務局長に通告されるものとし、この条約が適用される地域を明示する。

３　１に規定する宣言を行った締約国については、

(a)　第一条４の「登録所有者」の定義に規定する「国」とは、２に規定する地域をいう。

(b)　「船舶の登録国」及び強制保険の証明書との関係における「発給し、又は公認した国」とは、それぞれ、船舶が登録された地域及び当該証明書を発給し、又は公認した地域をいう。

(c)　この条約中「国内法令」とは、関係する地域の法令をいう。

(d)　第九条及び第十条に規定する「裁判所」及び「いずれの締約国においても承認」されなければならない「判決」とは、それぞれ、関係する地域の裁判所及び当該地域において承認されなければならない判決をいう。

第十四条　効力発生

１　この条約は、保有する船舶の総トン数の合計がそれぞれ百万トン以上である五の国を含む十八の国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこの条約に署名し、又は批准書、受託書、承認書若しくは加入書を事務局長に寄託した日の後一年で効力を生ずる。

２　この条約は、１に規定する効力発生の要件が満たされた後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの条約に加入する国については、当該国が該当する文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

第十五条　廃棄

１　締約国は、この条約が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

２　廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

３　廃棄は、事務局長への廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第十六条　改正

１　機関は、この条約の改正のための会議を招集することができる。

２　機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約の改正のための締約国会議を招集する。

第十七条　寄託者

１　この条約は、事務局長に寄託する。

２　事務局長は、次のことを行う。

(a)　この条約に署名し、又は加入した全ての国に対して次の事項を通報すること。

(i)　新たに行われた署名又は文書の寄託及びこれらが行われた日

(ii)　この条約の効力発生の日

(iii)　この条約の廃棄書の寄託、その寄託の日及び廃棄が効力を生ずる日

(iv)　この条約に基づいて行われるその他の宣言及び通告

(b)　全ての署名国及びこの条約に加入する全ての国に対してこの条約の認証謄本を送付すること。

第十八条　国際連合への送付

事務局長は、この条約が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その条約文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第十九条　言語

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

二千一年三月二十三日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

附属書

燃料油による汚染損害についての民事責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書

2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第７条の規定に従って発給した。

船名	船舶番号又は信号符字	国際海事機関船舶識別番号	船籍港	登録所有者の氏名又は名称及び主たる営業所の住所